

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 愛西市福祉事務所長

審査請求人（以下、「請求人」という。）が平成31年1月22日付けで提起した処分庁による平成30年11月5日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下、「法」という。）第24条第3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下、「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 平成30年3月26日、請求人は[REDACTED]で生活保護の受給を開始した。
- 平成30年10月22日、請求人は[REDACTED]への転居に伴う生活保護の開始申請を処分庁に行い、処分庁はこれを受理した。
- 平成30年10月29日、処分庁職員は請求人宅を訪問し、請求人から、体が疲れているので仕事はしていないこと、仕事を探してもいないことなどを聴取し、請求人に対して稼働能力の有無や就労の可否については医師の意見が必要であるため、医師に相談するよう助言した。
- 同日、請求人は処分庁へ電話し、毎月受診している[REDACTED]に確認した旨処分庁職員に伝えた。これを受けた処分庁職員は同クリニックに電話し、請求人の就労について、普通就労が可能であるとの回答を得た。
- 平成30年10月30日、処分庁は請求人の稼働能力についてケース診断会議を開催し、[REDACTED]における保護受給中に、体が疲れている等の不明確な理由で就労を拒んでいること、請求人には過去に会社を起業した実績や親戚の会社で日当1万円で働いた実績などがあり、働く場所と能力があると認められること、医師の意見としても就労可であることから、稼働能力が活用されていないと結論づけた。
- 平成30年11月5日、処分庁は原処分に関するケース診断会議を開催し、稼働能力の不活用を理由として原処分を行った。
- 平成31年1月22日、請求人は本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

原処分の取消しを求める。

就労稼働をしていないことを理由に申請を却下したことは不当であり、まず生活の保障と病気の治療が行われた上で就労指導等を行うべきである。

2 処分庁の主張

審査請求の棄却を求める。

請求人については、稼働能力があり、その活用の場があるにもかかわらず活用する意思がないと判断したものであり、原処分に違法又は不当な点はない。

理由

1 本件に係る関係法令等の規定について

(1) 法第4条において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第4では、

1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的にかつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえて行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。

と定めている。

2 原処分の適法性について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めており、稼働能力についてはこの「能力」に含まれると解される。そして、この稼働能力の活用について局長通知第4では、前記理由1(2)のとおり定めている。

本件において処分庁は、請求人につき稼働能力の不活用を理由として原処分を行っているが、処分庁の請求人に対する稼働能力の活用に関する評価が、局長通知第4に基づく適切なものであったか、以下検討する。

(1) 稼働能力があるか否かの評価について

本件では、請求人の年齢が申請当時57歳であったこと及び請求人の主治医から就労の可否について聴取し、医学的な面からの評価が行われた事実は認められるが、請求人の職歴については、平成30年3月における2日間の就労以外に把握されているとは認められず、生活歴、職歴等を踏まえた客観的かつ総合的な勘案が行われたとは判断できない。

(2) 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価について

請求人が処分庁による就労支援を断ったことや請求人の就労に対する後ろ向きな発言は認められるが、処分庁が請求人の就職活動の状況について、具体的に把握した事実は認められない。なお、処分庁は、請求人が██████での生活保護受給期間中に、担当ケースワーカーからの就労指導に対して真摯に向き合はず就労活動をしてこなかったと主張するが、そもそも当該指導が具体的に行われた事実を認めることができない。

(3) 就労の場を得ることができるか否かの評価について

処分庁は、原処分の半年以上前における2日間の就労実績のみを以て、請求人が就労の場を得ることができると判断しているが、地域における有効求人倍率や具体的な求人内容等の客観的な情報や、就労を阻害する要因を踏まえて評価した事実は認められない。

以上から、原処分は、その前提となる請求人の稼働能力の活用について、必要な検討が行われたとは認められない。

生活保護制度は憲法第25条に規定する生存権を保障するものであり、生活保護申請を却下し、申請者に最低限度の生活を保障しないとする判断には、相応の慎重な手続きが求められるのであるが、原処分はこうした手続きを欠いており、必要な

手続きを欠いた不当なものと認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年 6 月 25 日

愛知県知事 大 村 秀

